



# FileMaker®

## Site License Agreement

「FileMaker Pro」、「FileMaker Server」及び「FileMaker Server Advanced」というソフトウェア・プログラム（「本ソフトウェア」という）は、米国 FileMaker, Inc.（以下「FMI」という）からソフトウェア・ダウンロードページに記載されたライセンシーに対し、契約条件および FMI の規定する特別な条件（以下、総称して「本ライセンス」という）に基づいた使用のみを目的として、（販売されるのではなく）ライセンスされるものです。ライセンシーが本ライセンスの条件に同意されない場合は、ライセンシーは、本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、ダウンロードしたり、使用したり、本ソフトウェアにアクセスしてはなりませんし、速やかに FMI に書面で通知いただく必要があります。

### 1. ライセンス

- (a) **ライセンスの付与**：ライセンシーは、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された「当初シート数」が、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された納税者 ID 番号その他の ID によって身元確認される事業所においてライセンシーが保有する CPU 又はヘッドカウント（従業員数）の現在の総数である旨ここに表明する。該当する料金の全額の支払いがなされた上で、且つ本ライセンスの規定に従うことを条件として、FMI はライセンシーに対し、「FileMaker Pro」、「FileMaker Server」および「FileMaker Server Advanced」（「本ソフトウェア」）の正確なコピーを、オブジェクトコードの形態にて作成し、かかるコピーを、ライセンシーが所有又はリースしているコンピューターにインストールし、これを使用する、非独占的、永続的（本契約第 6 条に基づき契約が終了された場合を除く）且つ譲渡不可能なライセンスを付与する。FMI は、ライセンシーに対して、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された固有のインストールキーを提供しているが、ライセンシーは、かかるインストールキーを機密に保たねばならず、しかも、このインストールキーは、本ライセンスの契約条件に従ってライセンシーが本ソフトウェアを使用することを可能とする目的にのみ使用しなければならない。ライセンシーは、本ソフトウェアのコピーおよびインストールに要する一切の費用を負担するものとする。
- (b) **許可されたユーザー**：ライセンシーの従業員は全員、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された納税者 ID 番号その他の ID によって身元確認されるライセンシーが管理する施設において本ソフトウェアを使用することができる。ライセンシーが教育機関である場合は、その学生・生徒や教職員の現在籍者が本ソフトウェアを使用することができる。ライセンシーは、自己の施設の外にいる本ソフトウェアの使用を許可されていない者による本ソフトウェアへのネットワークアクセスあるいはその他のアクセスを制限するため、業務上、合理的な努力を尽くすものとする。ライセンシーの施設において勤務するライセンシーの臨時従業員、契約社員およびコンサルタントもまた、かかる従業員、社員やコンサルタントが（あるいはこれらの者の使用するコンピューターが）「当初シート数」に含まれている限り、ライセンシーの事業運営に関して本ソフトウェアを使用することができる。臨時従業員、契約社員やコンサルタントがライセンシーの施設での勤務をやめた場合は、かかる従業員、社員やコンサルタントが使用する本ソフトウェアのコピーを全て、各自のコンピューターから削除しなければならない。
- (c) **自宅での使用及び携帯による使用**：「許可されたユーザー」はまた、ライセンシーの施設から一時的に離れたところにあるデスクトップ・コンピューターや携帯用コンピューター上で、（「FileMaker Server」や「FileMaker Server Advanced」を使用してはならないが）「FileMaker Pro」ソフトウェアを使用してもかまわない。但し、これは、CPU カウントを使って「当初シート数」が決定されたのであるならば、かかるコンピューターがその CPU カウントに含まれていたことを条件とする。「許可されたユーザー」はまた、自宅又は携帯用のコンピューター 1 台に自分自身のみが使用するための「FileMaker」ソフトウェアのコピーを 1 部作成することができる。「許可されたユーザー」の自宅用コンピューターにおいて使用されている「FileMaker Pro」ソフトウェアのコピーは、かかるユーザーがライセンシーの施設における勤務をやめた場合、かかる個人のコンピューターから削除しなければならない。上記にかかわらず、ライセンシーが教育機関である場合、ライセンシーの在校生は、その教育機関を離れた後も自宅用コンピューターにインストールした「FileMaker Pro」ソフトウェアを継続して使用することができるが、その教育機関を離れた後にリリースされるメンテナンス・ソフトウェアを使用する権利は有しないこととする。
- (d) **所有権**：ライセンシーが本ソフトウェアが記録された媒体を所有するが、ライセンシーは、本ソフトウェア自体の所有権は FMI とそのライセンシーが所有することを認める。

(e) **シート数の増加**：両当事者は、本ライセンス期間中、ライセンシーのシート数が増加することができる旨を確認する。かかる増加使用に関しては、シート増加総数が上記の「当初シート数」の10パーセントを超過しない限り、FMIに対する追加費用は発生しないものとする。但し、シート増加総数が「当初シート数」の10パーセントを超過する場合、ライセンシーはFMIに対して、その時点でのシート数と「当初シート数」との数の差およびその時点でのFMIのライセンス料または本ライセンス契約発効日時点でのFMIのライセンス料のいずれであれ低い方のライセンス料に基づき、かかる増加使用に対する料金を支払うこととする。ライセンシーが、この増加使用料の支払いを怠った場合、第3条に基づくメンテナンス・ソフトウェアに関する権利は終了するものとし、且つ、ライセンシーは、本ソフトウェア3製品のすべてのコピーの合計数が「当初シート数」を超過しないという限定本数でしか本ソフトウェアのコピーを使用できないという制限を受けるものとする。

## 2. 制限

(a) ライセンシーは、本ソフトウェアには営業上の秘密が含まれており、その保護のため、本ソフトウェアの逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルならびにその他の方法により本ソフトウェアを人か認知できるような形態に変えることは、適用される法律により許可されている場合を除き、認められていないことを確認する。ライセンシーは、本ソフトウェアの全体又は一部を改変、売却、賃貸、レンタル、リース、貸与、頒布することはできず（但し本ライセンスにより明示的に許可されているものを除く）、また本ソフトウェアの全体又は一部を基にして派生物、二次的著作物を作成することはできない。

(b) ライセンシーは、(i)本ソフトウェアから著作権表示又は財産権表示を除去してはならず、(ii)本ソフトウェアのオリジナルコピーに記載されている著作権表示その他の財産権表示を本ソフトウェアの全てのコピーに複製するものとし、(iii)本ライセンスのもとでの「許可されたユーザー」を除きいかなる者に対しても上述した固有の「インストールキー」を開示してはならず、且つ、(iv)本ソフトウェアの各使用者が、本ライセンスの契約条件（当該本ソフトウェアにつき規定された全ての特記条件を含む）を認識しこれに従うよう、合理的な措置を講じるものとする。

(c) 本ソフトウェアは、原子力施設の運用、航空機の運航、コミュニケーションシステム、航空管制の運用、その他本ソフトウェアの動作不良が死亡、怪我又は重大な物理的又は環境的損害につながる恐れのある環境において使用されることを予定したものではありません。

(d) 本ライセンスのその他の規定にかかわらず、ライセンシーは、「FileMaker Pro」の機能を実質的に複製（あるいは再現）するクライアント又はゲストとともに本ソフトウェアを使用してはいけません。（ODBCを介してホストすることは、「FileMaker Pro」の機能を実質的に複製（あるいは再現）するものとは見なされません。）

更に、「FileMaker Pro」のデベロッパ版（FileMaker Pro Advanced）で開発される「FileMaker」のランタイム・バージョンは、本ソフトウェアのクライアント又はゲストにしてはいけません。

## 3. メンテナンス・ソフトウェア

(a) 定義：

(i) 「メンテナンス・ソフトウェア」には、アップグレードとアップデートの両方が含まれます。

(ii) 「アップグレード」とは、ファンクショナルリティの追加とパフォーマンスの強化の両方またはいずれか一方を通じての既存の製品の改良を意味します。アップグレードであることは、その製品のバージョンナンバーの小数点の左側または右側の数字の変更により確認されます（例：FileMaker Pro 7.0 から 8.0 へのアップグレード、またはバージョン 5.0 から 5.5 へのアップグレード）。

(iii) 「アップデート」とは、修正を含むバグ・フィックスアップデート、仕様との一致を維持するための互換性アップデート、および特定の標準との相互利用のための標準互換性アップデートを意味します。アップデートであることは、「v」の右側の数字の変更により確認されます（例：FileMaker Pro 8.0v2）。アップデートは、一般的には電子的ダウンロードの形態でしか提供されません。

(b) **メンテナンス・ライセンス**：本ライセンスの一部として、本ソフトウェアを使用できるライセンシーの権利は、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された本ライセンス契約発効日とメンテナンス期間満了日との間（以下「メンテナンス期間」という）に商業的にリリースされる「メンテナンス・ソフトウェア」にも及ぶものとする。FMIは、当該期間内に「メンテナンス・ソフトウェア」が商業的にリリースされた場合、そのマスター・コピー1部をライセンシーに提供する。

(c) ライセンスは、「メンテナンス・ソフトウェア」と一緒に発送される特記条件（「特記条件」）により、個々の「メンテナンス・ソフトウェア」について、本ライセンスの規定が修正される場合があることに同意するとともに、自らが使用するこのような「メンテナンス・ソフトウェア」に該当する特記条件を遵守することに同意する。仮にライセンスが「メンテナンス・ソフトウェア」のいずれであれその特記条件の遵守に同意しないのであるなら、ライセンスは当該「メンテナンス・ソフトウェア」をコピー又は使用する前に速やかにFMIに返却するものとする。

(d) **制限及び権利否認**：一定の顧客又は一定のマーケットセグメントのために作成される「メンテナンス・ソフトウェア」とは異なる名称の製品や「メンテナンス・ソフトウェア」の特別バージョンが、たとえ類似する特徴又は機能を有していようと、「メンテナンス・ソフトウェア」に対するライセンスの権利は、このような異なる名称の製品や特別バージョンを取得できる権利を、決してライセンスに付与するものではない。各種の製品が、スペシャル・プロモーションとして、異なるコンフィグレーションで、小売その他の販売経路において適時提供されるかもしれないが、それらは、FMIによる独自裁量に基づく場合を除き、メンテナンス・ソフトウェアとして提供されることにはならない。

**「メンテナンス・ソフトウェア」は、あくまでFMI及びそのライセンサーが自己の独自裁量に基づき、開発されたりリリースされるものである。FMI及びそのライセンサーは、「メンテナンス・ソフトウェア」を、そのメンテナンス期間中に開発したりリリースする旨の保証又は表明を行うものではない。また、FMI及びそのライセンサーは、「メンテナンス・ソフトウェア」が商業的にリリースされたあと、ライセンスに対して「メンテナンス・ソフトウェア」を特定期間内に提供する旨の保証を行うものでもない。**

#### 4. 限定保証

FMIは、本ライセンスの購入日から90日の期間、FMIが提供する本ソフトウェアが、FMIから入手することができる本ソフトウェアの公表された仕様に実質的に合致することを保証する。上記の限定保証に違反した場合のFMIの全責任及びライセンスの唯一かつ排他的な救済手段は、FMIの選択により、記憶媒体の交換、購入代金の返還又は本ソフトウェアの修理若しくは取替のいずれかとなる。

この限定保証は、FMIの行う唯一の保証であり、FMI及びそのライセンサーは、かかる限定保証を除くその他一切の明示又は黙示の保証及び条件（市販性、特定目的への適合性及び権利侵害の不存在の黙示の保証又は条件を含むが、これらに限定されない）を、明示的に否定する。FMIは、本ソフトウェアに含まれる機能がライセンスの要求に適合すること、本ソフトウェアの操作が中断されることなく若しくはエラーを生じることなく行われること、又は本ソフトウェアの瑕疵が修正されることを保証するものではない。更に、FMIは本ソフトウェアの使用又は使用結果について、正確さ、精密さ、信頼性その他の見地から保証又は表明を行うものでもない。FMI又はその授権された代表者が提供する口頭・書面による情報又は助言は、保証を成立させるものではなく、また、いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものでもない。但し一部の法域では黙示の保証又は条件の排除を認めていないため、上記の排除規定はライセンスに適用されない場合がある。

#### 5. 救済及び損害金の制限

いかなる状況（過失を含む）においても、FMI又はそのライセンサーは、本ソフトウェアの使用又はこれらを使用できないことにより生じる偶発的損害、特別損害、結果的損害については、たとえFMI、そのライセンサー又はFMIの授権された代表者がかかる損害発生の可能性について知らされていたとしても、責任を負わないものとする。但し一部の法域では偶発的損害又は結果的損害についての責任の制限又は排除を認めていないため、上記の制限又は排除規定はライセンスに適用されない場合がある。いかなる場合においても、全ての損害、損失及び訴訟原因（契約、不法行為（過失を含む）その他によるものと問わず）についてのFMI又はそのライセンサーの責任の総額は、本ライセンスのもとで支払われた金額を超えることはないものとする。なお、上記の制限は、法律でその賠償責任を義務づけている場合その限度において、人身事故には適用されない。

#### 6. 終了

ライセンスが本ライセンスに違反し、かかる契約違反が、FMIからの書面による契約違反の通知を受領したあと30日を過ぎてなお継続する場合、FMIは、ライセンスに書面で通知することにより、本ライセンスを終了することができる。この場合、本ライセンス及び本ライセンスに基づきライセンスに付与された全ての権利は直ちに終了する。ライセンスは、FMIに書面で通知することにより、いつでも本ライセンスを終了することができる。本ライセンスがいかなる形で終了した場合、ライセンスは、本ソフトウェアの全てのコピーを速やかにFMIに返却するかあるいは本ソフトウェアのコピーを全て既に破棄したことを書面をもって確認せねばならないものとする。本契約第1条(d)、2条(a)、4条、5条、6条及び10条は、本ライセンスの終了後も存続するものとする。

## 7. サポート

FMI は、本ライセンスのもとでのライセンシーによる本ソフトウェアの使用に関して、ライセンシーに対してテクニカルサポートサービスを提供する義務を負わない。ライセンシーは、本ライセンス契約期間中、FMI が現在提供しているサポート・サービスを追加申込みすることができる。

## 8. 輸出管理法に関する保証

ライセンシーは、アメリカ合衆国の法律及び本ソフトウェアを取得した法域の法律により認可される場合を除いて、本ソフトウェアを使用し、又は輸出若しくは再輸出することはできない。特に、本ソフトウェアは、(i)米国で輸出入を禁止されている国（又はその国籍を有する者若しくは居住者）又は(ii)米国財務省の Specially Designated Nations のリスト若しくは米国商務省の Table of Denial Orders に載っている者に輸出又は再輸出することはできないし、またこれだけに限定されるものではない。本ソフトウェアを使用することにより、ライセンシーは、かかる国に所在しないこと、かかる国に管理されていないこと、かかる国の国民若しくは居住者でないこと、又はかかるリストに載っている者でないことを表明し、保証する。

## 9. 政府がエンドユーザーとなる場合

本ソフトウェアがアメリカ合衆国政府に供給された場合、本ソフトウェアは、FAR52.227-19 条に規定された「制限されたコンピュータ・ソフトウェア」に分類される。本ソフトウェアについてのアメリカ合衆国政府の権利は、FAR52.227-19 条に規定されたとおりである。

## 10. 一般条項

本ライセンスは、アメリカ合衆国及びカリフォルニア州の法律に準拠し、これに基づいて解釈されるものとする。本契約当事者は、国際商品売買契約に関する国連協定（1980）（United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods (1980)）（改正を経たもの）は本ライセンスに適用されないことに同意する。本ライセンスのある規定が、管轄権を有する裁判所によって、法律に違反するとされた場合、かかる規定は許可される最大限度まで履行されるものとし、本ライセンスのその他の規定は、完全な効力をもって存続する。本ライセンス、特記条件及び締結された付属契約は、本契約の目的事項についての当事者間の完全な合意を構成する。本ライセンス又は特記条件の規定の権利放棄又は変更は、両当事者の授権された代表者による署名を付した書面による場合にのみ有効とする。本ライセンスをライセンシーに付与する旨の FMI の申出は、本ライセンスの条件及び特記条件に明示的に限定されるものであり、追加的な又は異なる条件（オーダーフォームやパーチャスオーダーに規定された条件を含むがこれに限定されない）の提案については、ここに拒否するものである。